平成２７年（フ）第３１４号
岡山県赤磐市桜が丘西１丁目９番８号
債務者　久本　直也
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２号
大分県宇佐市大字東大堀178番地
債務者　堀口　和宏
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月22日午後２時10分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第７２５２号
東京都江戸川区平井６丁目24―２　中村方
債務者　松岡　清紀
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２６９号
神奈川県川崎市高津区溝口４丁目９―５―307
債務者　藤巻　理恵
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７９号
静岡市駿河区曲金４丁目１番19号　曲金中村ハイツ103号、旧住所静岡市葵区東千代田１丁目16番32号　ハーベストホームズ東千代田201号
債務者　近藤　豊
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３６６号
神奈川県海老名市社家170番地の１　(308)
債務者　越智トヨ子
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０６号
栃木県宇都宮市簗瀬１丁目６番15号　山口方
債務者　酒井　多恵
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７２８１号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2234―８
債務者　喜多　周平
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２７号
東京都八王子市堀之内２丁目11番地１プラザ堀之内２Ｃ
債務者　早田　俊治
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月４日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３８７号
静岡市葵区与一１丁目５番33号
債務者　萩原　匠
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月18日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第４５号
山口県周南市大字須々万本郷1803番地の５
破産者　重永　昌彦
異議申述期間　平成27年10月２日まで
平成27年８月20日　山口地方裁判所周南支部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第３０１８号
大阪府東大阪市元町２丁目2109番地の１
清算株式会社　株式会社レインボー
代表清算人　浅野　佳子
1　決定年月日　平成27年８月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（ヒ）第３０１９号
大阪府東大阪市元町２丁目2109番地の１
清算株式会社　株式会社サンリカー２
代表清算人　浅野　佳子
1　決定年月日　平成27年８月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第３号
熊本市北区楠野町972番地
清算株式会社　フンドーダイ株式会社
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２７年（ヒ）第４号
熊本市北区楠野町972番地
清算株式会社　株式会社マルゼンフーズ
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２７年（ヒ）第５号
熊本市北区楠野町972番地
清算株式会社　株式会社エフ・シー・エス
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２７年（ヒ）第６号
熊本市北区楠野町972番地
清算株式会社　デリテック株式会社
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
熊本地方裁判所民事第１部